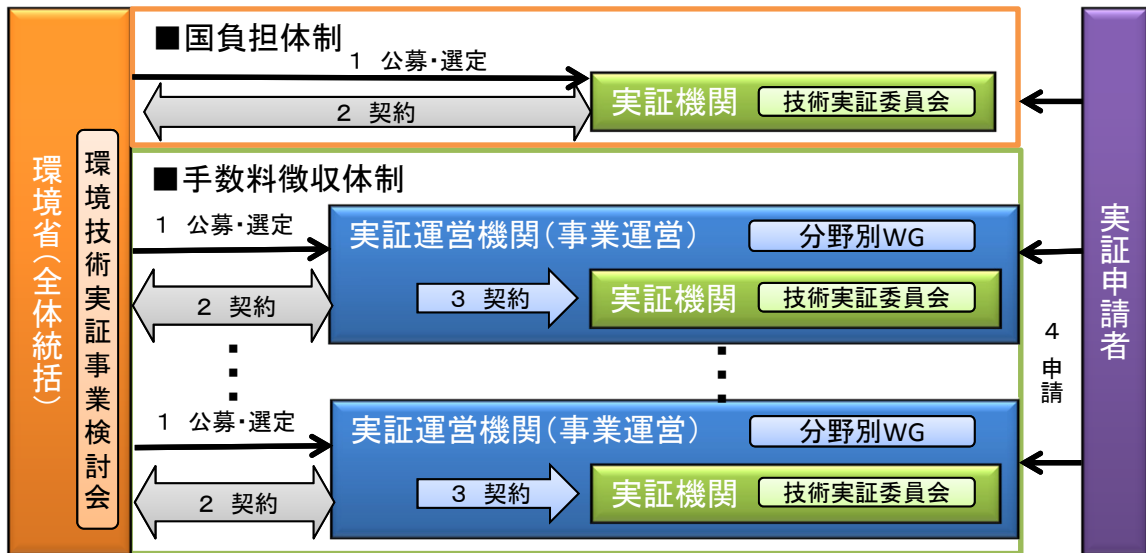


新たな環境技術実証事業の実施体制のイメージ1

資料 H23WG4-1

効果的な事業運営と国際的な標準化を視野に入れた事業体制の見直しを図る

(現在の事業運営体制)



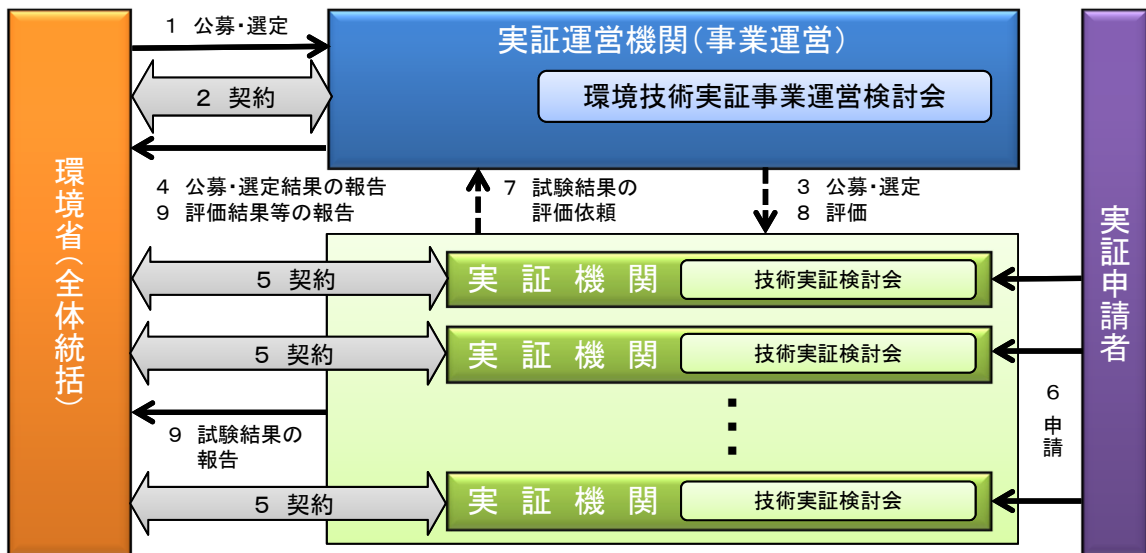
(現在の事業運営状況)

- ・個々の技術分野(現在8技術分野を実施)ごとに実証運営機関を設置
- ・原則、各技術分野ごとに実証機関を設置。実証機関は、実証運営機関との再委任契約により事業に参画

(現在の事業運営上の課題)

- ・個々の技術分野ごとに運営状況がばらばらであり、連携の強化が必要
- ・分野別WGと技術実証委員会の役割に一部重複が見られるなど、事業の意思決定を遅らせ、かつ高コストな事業運営となっている
- ・2014年を目処にとりまとめられる国際的な環境技術実証事業の標準化への対応が求められている

(新たな事業運営体制(案) 平成24年4月1日開始予定)



(新たな事業運営方針)

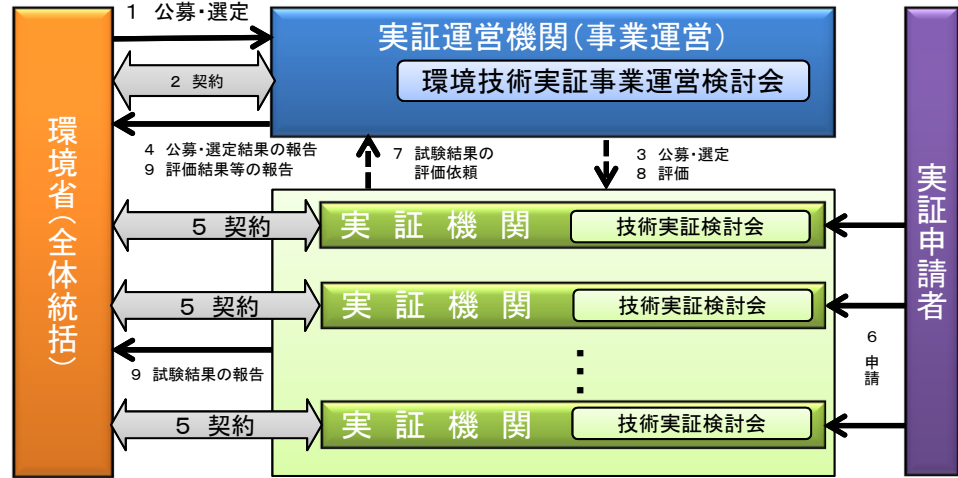
- ・全ての技術分野を横断する実証運営機関を設置。従来、実証運営機関が担ってきた技術的事項を実証機関に移管し、事業の運営・広報に専念
- ・原則、各技術分野ごとに実証機関を設置

(期待される効果)

- ・事業の事務的な要素を一元化することにより、効果的な事業運営が実施される
- ・各組織体の役割の重複が解消され、事業の意思決定が迅速化されるとともに、管理費用の面などでコストの効率化が図られる
- ・各組織体の役割を明確化することにより、国際的な標準化への対応が容易となる

新たな環境技術実証事業の実施体制のイメージ2

【事業の実施体制】



【新たな環境技術実証事業の概要】

- ・環境技術実証事業は、既に実用化段階にあり、有用でありながらも、十分な評価がなされずに普及していない技術を、第三者による客観的な実証試験により、普及を促進し、もって環境保全を図る事業。
- ・新たにすべての技術分野を横断する実証運営機関を設置することで、**個々の技術分野に寄せられた実証対象技術、環境省からの実証要請のあった技術を本事業の対象技術にするスキームとし、新規技術開発を効率的に実施する。**
- ・また、一部重複のあった検討会等を明確に役割分担することにより、捻出した経費を一元化した広報業務に集中させ、効果的に実施する。また、ウェブサイトによる情報発信も強化する。
- ・2014年を目処に国際的に標準化される本事業の国際連携を目指し、環境技術開発の国際競争力を維持する。

【事業の流れ】

